

○観音寺市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

平成29年4月1日告示第98号

観音寺市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

観音寺市小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する要綱（平成18年観音寺市告示第64号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けた在宅の小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより日常生活の便宜を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

（用具及び給付の対象者）

第2条 給付の対象となる用具は、別表第1に掲げる用具とし、その給付の対象者は本市に住所を有し、同表対象者の欄に該当する小児慢性特定疾病児童等とする。ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者に限る。

（給付の申請等）

第3条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、観音寺市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写し及び次の各号に掲げるいずれかの書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（1）対象者の扶養義務者（別表第2備考2の（2）イに規定する扶養義務者をいう。）

の前年分所得税又は当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類

（2）生活保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国

した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

による支援給付を受けている者の場合は、その旨についての福祉事務所長の証明書

2 既に給付を受けている用具と同一用具の給付に係る申請をする場合においては、当該

用具の給付を受けた日から起算して、別表第1 耐用年数の欄に規定する期間を経過していないときは、原則として給付の対象としないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況、住宅環境等を実地に調査し、速やかに観音寺市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査表（様式第2号）を作成するものとする。

（給付の決定）

第4条 市長は、申請書及び前条第3項に規定する調査表の内容を審査し、給付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により用具の給付を行うことを決定したときは、観音寺市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び観音寺市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を、申請を却下することを決定したときは、観音寺市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第5条 市長は、用具の給付を行うときは、用具の製作又は販売を業とする者（以下「事業者」という。）に委託して行うものとする。

- 2 市長は、事業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上、決定するものとする。
- 3 市長は、給付する用具のうち診療報酬の対象となる用具については、当該診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付する。

（費用の負担及び支払）

第6条 第4条第2項の規定により給付の決定を受けた申請者（以下「給付決定者」という。）は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

- 2 前項の給付決定者が負担する額の基準は、別表第2に定める額とする。ただし、用具の給付に要する費用が別表第1の基準額の欄に定める額を超える場合は、その超える額

は給付決定者の負担とする。

- 3 給付決定者は、用具を納付する事業者に対し給付券を添えて、前項に規定する負担すべき額を支払うものとする。
- 4 市長は、用具を納入した事業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項に規定する給付決定者が事業者を支払った額を減じた額を当該事業者を支払うものとする。
- 5 前項に規定する請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

- 2 市長は、用具の給付を受けた者が前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させるものとする。

(給付台帳の整備)

第8条 市長は、用具の給付の状況を明らかにするため、観音寺市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の観音寺市小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する要綱（平成18年観音寺市告示第64号）の規定によりなされた用具の給付、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第2条、第3条、第6条関係）

用具	対象者	性能等	耐用年数	基準額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等	8年	4,810円

		が容易に使用し得るもの (手すりをつけることができる。)		
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	21,170円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	163,300円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	166,320円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年	64,800円

入浴補助用具	入浴に介助を要する者	浴室内の移動、座位の保持、入浴等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	97,200円
特殊尿器	自力で排尿することができない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	72,360円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	16,200円
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	5年	76,030円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	13,130円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	60,910円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1年	21,600円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、が	紫外線をカットできるもの	—	40,820円

	ん又は神経障害を起こすことがある者			
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	38,880円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	170,100円
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	111,460円
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	146,450円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	126,360円

備考 1 紫外線カットクリームについては、1年度に1回限りの給付とする。

2 ストーマ装具（蓄便袋及び蓄尿袋）及び人工鼻については、基準額を上限として同一年度に複数回の給付ができるものとする。

別表第2（第3条、第6条関係）

負担基準額表

世帯の階層区分	負担基	負担基
	準月額	準加算

			(円)	月額 (円)	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0	0	
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C階層	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ の世帯	C 1階層	2,250	230
		所得割の額がある世帯	C 2階層	2,900	290
D階層		所得税の年額2,400円以下	D 1階層	3,450	350
	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,401 ～ 4,800円	D 2 "	3,800	380
		4,801 ～ 8,400円	D 3 "	4,250	430
		8,401 ～ 12,000円	D 4 "	4,700	470
		12,001 ～ 16,200円	D 5 "	5,500	550
		16,201 ～ 21,000円	D 6 "	6,250	630
		21,001 ～ 46,200円	D 7 "	8,100	810
		46,201 ～ 60,000円	D 8 "	9,350	940
		60,001 ～ 78,000円	D 9 "	11,550	1,160
		78,001 ～ 100,500円	D 10 "	13,750	1,380

		100,501 ~ 190,000円	D 11	〃	17,850	1,790
		190,001 ~ 299,500円	D 12	〃	22,000	2,200
		299,501 ~ 831,900円	D 13	〃	26,150	2,620
		831,901 ~ 1,467,000円	D 14	〃	40,350	4,040
		1,467,001 ~ 1,632,000円	D 15	〃	42,500	4,250
		1,632,001 ~ 2,302,900円	D 16	〃	51,450	5,150
		2,302,901 ~ 3,117,000円	D 17	〃	61,250	6,130
		3,117,001 ~ 4,173,000円	D 18	〃	71,900	7,190
		4,173,001円以上	D 19	〃	全額	左の負担基準 月額の 10%。 ただ し、そ の額が 8,560 円に満 たない ときは 8,560 円

備考

1 負担基準月額の決定の特例

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の給付の対象となる小児慢性特定疾病児童等（以下「児童」という。）が、同時に別表第2の負担基準額表の適用を受ける場合は、その月の負担基準月額のうち最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がな
いときは、負担基準月額の設定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又
は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて負担月額を決
定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児
童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税等
の課税の有無により行うものとする。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指
し、一時的に扶養義務者が当該児童と同居していない場合においても、同一世帯に
属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父
母、養父母等）及び兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で
未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並び
にそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありと
して、特に扶養の義務を負わせる者をいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養
義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者の他は、認定に際して
扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税
特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等
に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日付け雇児発0715
第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収
制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いにつ
いて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所
得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226

号)第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条及び第82条第1項の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。)、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。))及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。))をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除をいう。))の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 負担基準額表の適用時期

毎年度の別表「負担基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

3 負担基準額表中、負担基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、扶養義務者が負担する額は、費用総額を超えないものであること。

4 負担基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをすることができる。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日付け厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第4条関係）